

(証券コード 2266)
平成28年3月7日

株 主 各 位

神戸市中央区坂口通一丁目3番13号
六甲バター株式会社
代表取締役社長 三宅宏和

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
神戸ポートピアホテル 南館1階大輪田の間
(ご来場の際は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第92期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役4名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.qbb.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

添付書類

事 業 報 告
(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済・金融政策の推進を背景に株高・円安が持続し、企業収益の好転や雇用環境の改善がみられましたが、消費においてはインバウンド需要による下支えはあったものの先行きの不透明感が払拭されず、個人消費の回復は緩やかなものとなりました。

食品業界におきましては、食の安全・安心に関する話題が多く取り上げられました。また、輸入原料価格の高騰を受け、値上げが相次ぎました。

このような経済環境のもと、当社の主力分野であるチーズ業界におきましては、国際的な乳製品需給は緩和され、輸入原料チーズ価格はやや下がりましたが、長期化する円安と国産原料チーズ価格の値上がりによりその効果は相殺される状況となりました。販売においては依然厳しい競争状態ではありますが、「家飲み」の浸透によるおつまみ需要の拡大や、バター不足のため、チーズに販売促進がかかるなど、販売金額や物量については追い風もありました。

このような情勢のなか、当社といたしましては、食の安全・安心の確保を最重点とし、品質管理体制のさらなる強化、販売の促進、新製品の開発、コストの低減等に引き続き努めました。

その結果、家庭用チーズ製品の売上が順調に推移したことから、売上高につきましては、450億1百万円（前年同期比108.4%）、営業利益は29億9千4百万円（前年同期比155.9%）、経常利益は30億3千8百万円（前年同期比149.8%）となりました。また、売上高の増加に加え、厚生年金基金解散損失引当金戻入額1億3百万円を計上したことから、当期純利益は19億4千5百万円（前年同期比190.8%）となりました。

部門別の営業内容につきましては次のとおりであります。

チーズ部門におきましては、主力のベビーチーズ4個入シリーズの販売が引き続き好調に推移し、6Pチーズ、キャンディーチーズ、プライベートブランドなども伸張いたしました。その結果、売上高は427億5千2百万円（前年同期比108.3%）となりました。同部門では、新製品として「プレミアムベビーチーズ パルメザン入り」、「ワインに合うベビーチーズ サーモン&ハーブ入り」、「チーズデザートラズベリー6P」、「濃硬チーズ9個入 エメンタルブレンド」、「フロマジュエル ブラッドオレンジ」、「大人のふおんじゅ亭 ゴルゴンゾーラ入り」、「お徳用キャンディーチーズ鉄分入り130g」などを発売いたしました。

ナッツ部門におきましては、新製品として「キノミープレーン8個入」、「キノミいわかめ入り8個入」などを発売した結果、売上高は8億7千1百万円（前年同期比102.2%）となりました。

チョコレート・その他部門におきましては、チョコレート部門のリンドールが特に好調であったことから売上高は13億7千6百万円（前年同期比114.5%）となりました。

当社の部門別売上高を取りまとめて表示いたしますと次のとおりであります。

<部門別売上高>

| 部 門 | 金 額 | 構 成 比 | 前事業年度比 増 減 率 |
|------------|-----------|--------|-----------------|
| チ ー ズ | 42,752百万円 | 95.0% | 8.3% |
| ナ ッ ツ | 871百万円 | 1.9% | 2.2% |
| チョコレート・その他 | 1,376百万円 | 3.1% | 14.5% |
| 合 計 | 45,001百万円 | 100.0% | 8.4% |

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は10億4千5百万円で、その主なものは稲美工場ならびに長野工場におけるチーズ製造設備であります。

設備資金は、全額自己資金をもって充当いたしました。

(3) 財産および損益の状況

| 区 分 | 第 89 期 (平成24年12月期) | 第 90 期 (平成25年12月期) | 第 91 期 (平成26年12月期) | 第 92 期(当期) (平成27年12月期) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 38,257 | 39,790 | 41,522 | 45,001 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 3,114 | 2,398 | 2,027 | 3,038 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,859 | 1,459 | 1,019 | 1,945 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 89.22 | 70.66 | 49.57 | 94.64 |
| 総 資 産 (百万円) | 27,940 | 28,256 | 29,868 | 32,752 |
| 純 資 産 (百万円) | 15,889 | 17,252 | 17,815 | 19,894 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 769.17 | 835.13 | 866.64 | 967.79 |

(4) 対処すべき課題

当社は、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」という経営理念の実践のため、「開発先導型活力企業」ならびに「高収益安定企業」を目指し活動を継続しております。

「開発先導型活力企業」としては、「プレミアムベビーチーズ パルメザン入り」、「大人のふおんじゅ亭 ゴルゴンゾーラ入り」といった新味ある味覚・物性をもった商品を発売いたしました。また、「ワインに合うベビーチーズ サーモン&ハーブ入り」など、チーズと食シーンとの融合による需要の創造を意識した商品を拡販いたしております。ナッツ事業につきましては、クラッシュしたカシューナッツとアーモンドに、パンプキンシードや味つきわかめを砕いて固め、軽い食感が楽しめる「キノミープレーン8個入」、「キノミーフわかめ入り8個入」などを発売いたしました。

「高収益安定企業」としては、アメーバ経営を推進し、小さな単位組織ごとに主体的に採算向上に取り組み、全社でベクトルを合わせ収益の拡大を図っております。また、六甲バターフィロソフィの実践を通じ人材の育成を図り、全員参加による経営を目指しております。

国内に目を転じますと、円安が継続しており輸入資源などの外貨建て価格は低い水準にあるものの、円建て価格は下がっておりません。販売では、アジア向けインバウンド需要があるものの、継続性には疑問があり、政府や日銀などの継続した景気刺激策による本格的な消費回復が望まれます。

乳製品業界におきましては、世界市況においてロシアの禁輸措置、中国の購買力低下に加え、欧州を中心とする生乳生産量の増加などが相まって需給バランスは供給過多であり、乳製品価格は全般的に低い水準にあります。輸入原料チーズ価格も下落いたしました。円安の影響や国産チーズの再値上げも見込まれており、その効果は限定的であります。また、オセアニアで干ばつの兆しも見え、ロシアや中国の動向など先行きは不透明であります。さらには、TPP締結による関税撤廃に向けた動きにも注目し、有利な原料調達方法を模索していく必要があります。

このような状況下ではありますが、当社といたしましては、変化する状況にスピード感を持って対応できるよう、経営陣の若返りを図りました。また、食品メーカーとして最も重要な基本である食の安全・安心の確保を最優先とし、「開発先導型活力企業」ならびに「高収益安定企業」へ向けて引き続き邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成27年12月31日現在)

当社の主な事業内容は、チーズの製造販売、ナッツ等の食品の販売およびチョコレートの輸入販売であります。

(6) 主要な事業所 (平成27年12月31日現在)

本 社 神戸市中央区坂口通一丁目3番13号
支 店 東 京：東京都中央区
大 阪：大阪市淀川区
名古屋：名古屋市熱田区
営業所 東 北：仙台市宮城野区
関東北：群馬県高崎市
福 岡：福岡市博多区
工 場 稲 美：兵庫県加古郡稲美町
長 野：長野県佐久市

(7) 使用人の状況 (平成27年12月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 394名 | 4名減 | 41.4歳 | 17.3年 |

(注) 上記には嘱託32名、臨時雇用者344名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 500百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 400百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 400百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200百万円 |

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 21,452,125株

(3) 株主数 6,177名

(4) 大株主(上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------|---------|--------|
| 三菱商事株式会社 | 4,290千株 | 20.87% |
| Q B B 持株会 | 1,189千株 | 5.78% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 992千株 | 4.83% |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 853千株 | 4.15% |
| 株式会社メイワボックス | 428千株 | 2.08% |
| 塚本哲夫 | 413千株 | 2.01% |
| 塚本晴之 | 398千株 | 1.94% |
| 住友生命保険相互会社 | 398千株 | 1.94% |
| エムエステイ保険サービス株式会社 | 390千株 | 1.90% |
| 今津龍三 | 368千株 | 1.79% |

(注)持株比率は、自己株式895,082株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成27年12月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------|---------|---|
| 代表取締役会長 | 塚 本 哲 夫 | 塚本産業有限会社代表取締役社長 |
| 代表取締役社長 | 三 宅 宏 和 | |
| 専務取締役 | 中 島 雅 一 | 営業本部長兼菓子営業部長 |
| 常務取締役 | 塚 本 浩 康 | 経営企画部担当兼人事総務部担当兼品質保証部担当兼購買部担当 |
| 取締役 | 大 濱 計 介 | 相談役 |
| 取締役 | 中 山 正 夫 | 生産本部長兼稲美工場長兼技術開発研究所担当 |
| 取締役 | 大 川 良 | 経営管理本部長兼経営管理部長 |
| 取締役 | 岡 田 裕 之 | 営業本部副本部長兼業務用営業部長兼特命事項担当 |
| 取締役 | 笹 井 研 二 | 経営企画部長 株式会社ジェー・シー・シー取締役 |
| 取締役 | 中 村 行 男 | 生産本部副本部長兼稲美生産部長 |
| 取締役 | 丸 山 泰 次 | 営業本部副本部長兼家庭用営業部長 |
| 取締役 | 京 谷 裕 | 三菱商事株式会社執行役員生活原料本部長 株式会社ローソン取締役 Thai Union Group Public Company取締役 Olam International Ltd. 取締役 |
| 取締役 | 佐 藤 容 子 | 佐藤法律事務所所属弁護士 |
| 常勤監査役 | 阿 部 茂 樹 | |
| 監査役 | 奥 村 昭 男 | |
| 監査役 | 今 津 龍 三 | 今津株式会社代表取締役社長 |
| 監査役 | 早 川 芳 夫 | 早川会計事務所代表 学校法人大阪成蹊学園監事 |

- (注) 1. 取締役京谷裕氏および佐藤容子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役今津龍三氏および早川芳夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役阿部茂樹氏につきましては、当社経理部長および経理担当取締役を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役早川芳夫氏につきましては、公認会計士および税理士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役佐藤容子氏ならびに監査役今津龍三氏および早川芳夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 平成27年3月27日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役佐藤容子氏は辞任により退任し、社外取締役に就任いたしました。
7. 当事業年度中に取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏名 | 地位、担当および重要な兼職の状況 | | |
|-------|--|---|-------------|
| | 変更前 | 変更後 | 異動年月日 |
| 岡田 裕之 | 業務用営業部長 株式会社ジェー・シー・シー取締役 | 営業本部副本部長兼 業務用営業部長兼特 命事項担当 株式会社ジェー・シー・シー取締役 | 平成27年3月27日付 |
| | 営業本部副本部長兼 業務用営業部長兼特 命事項担当 株式会社ジェー・シー・シー取締役 | 営業本部副本部長兼 業務用営業部長兼特 命事項担当 | 平成27年3月31日付 |
| 中村 行男 | 稲美生産部長 | 生産本部副本部長 兼稲美生産部長 | 平成27年3月27日付 |
| 丸山 泰次 | 家庭用営業部長 | 営業本部副本部長 兼家庭用営業部長 | 平成27年3月27日付 |
| 京谷 裕 | 三菱商事株式会社執行役員生活原料本部長 株式会社ローソン取締役 | 三菱商事株式会社執行役員生活原料本部長 株式会社ローソン取締役 Thai Union Group Public Company取締役(タイ) | 平成27年9月1日付 |
| | 三菱商事株式会社執行役員生活原料本部長 株式会社ローソン取締役 Thai Union Group Public Company取締役(タイ) | 三菱商事株式会社執行役員生活原料本部長 株式会社ローソン取締役 Thai Union Group Public Company取締役(タイ) Olam International Ltd. 取締役(シンガポール) | 平成27年11月1日付 |

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|-------|------|--------|
| 取 締 役 | 16名 | 230百万円 |
| 監 査 役 | 5名 | 31百万円 |
| 合 計 | 21名 | 262百万円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与68百万円は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、平成28年3月29日開催予定の第92回定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額(取締役分45百万円、監査役分4百万円)が含まれております。
3. 上記支給額のほか、平成28年3月29日開催予定の第92回定時株主総会終結の時をもって退任する監査役1名に対し、退職慰労金(平成18年3月30日開催の第82回定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」に基づくもの)11百万円を支払う予定であります。
4. 上記には平成27年3月27日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名、辞任した監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先と当社との関係
- ・取締役京谷裕氏は、三菱商事株式会社執行役員生活原料本部長であります。三菱商事株式会社は、当社の特定期関係事業者であります。その他の兼職先は、当社との間に特別の関係はありません。
 - ・取締役佐藤容子氏は、佐藤法律事務所所属の弁護士であります。佐藤法律事務所は、当社との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役今津龍三氏は、今津株式会社の代表取締役社長であります。今津株式会社は、当社との間にチョコレート等の取引関係があります。
 - ・監査役早川芳夫氏は、早川会計事務所の代表であります。早川会計事務所およびその他の兼職先は、当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|-------|--|
| 取締役 | 京谷 裕 | 平成27年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち8回に出席し、海外原料事情等の分野について適宜発言を行っております。 |
| 取締役 | 佐藤 容子 | 当事業年度において監査役を退任するまでに開催された取締役会2回のうち2回に出席、監査役会3回のうち2回に出席し、平成27年3月27日取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、弁護士としての専門的見地から、法務関係について適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 今津 龍三 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、監査役会13回のうち13回に出席し、企業経営等の分野における豊富な経験に基づき適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 早川 芳夫 | 平成27年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席、監査役会10回のうち10回に出席し、公認会計士として、その専門的見地から適宜発言を行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役京谷裕および佐藤容子、社外監査役今津龍三および早川芳夫の各氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

④ 社外役員の報酬等の総額

| | 支給人員 | 支給額 |
|-------------|------|-------|
| 社外役員の報酬等の総額 | 6名 | 10百万円 |

(注) 1. 上記社外役員の報酬等の総額は、「3. (2) 取締役および監査役の報酬等の総額」に含まれております。

2. 上記には平成27年3月27日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、辞任した社外監査役1名を含んでおります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | |
|---------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 29百万円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、生産性向上設備投資促進税制の認定申請に係る確認書の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 解任、不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当した場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③処分理由

監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用の状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 決議の内容の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「企業行動基準」を定める。法令等の遵守については、その徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確立に向けて基本方針の策定、社内体制およびルールの整備等についての審議を行うとともに、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進するものとする。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たないものとする。

(b) 体制の運用状況の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「六甲バター行動基準」を定めています。法令等の遵守については、その徹底を図るため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、年1回「コンプライアンス拡大委員会」を開催し、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(a) 決議の内容の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、これに基づき、適切かつ確実に検索および閲覧可能な状態でもって定められた期間、保存・管理するものとする。

(b) 体制の運用状況の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当社のグループウェアであるデスクネットに「役員規程集」を保存し、取締役および監査役はいつでも閲覧できる状態にしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 決議の内容の概要

「リスク管理規程」を定め、「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行う。また、重大な危機が生じた場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行するものとする。

(b) 体制の運用状況の概要

当社は、危機管理マニュアルを策定し、重大な危機が生じた場合には社長を本部長とする危機対策本部を立ち上げ、迅速かつ適切に対応できるようにしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 決議の内容の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定をするものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。また、年次経営計画を策定し、全社目標ならびに部門目標を策定するとともにその進捗管理を行うものとする。

(b) 体制の運用状況の概要

当社は、毎月定例の取締役会を開催するとともに、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論し、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにしております。また、常勤の取締役・監査役で月2回定例の役員会を開催し、より詳細な情報共有を行っております。業務の執行においては、各規程にてその責任、手続き等が詳細に定められております。目標の進捗等は取締役会にて定期的に報告し管理しております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 決議の内容の概要

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。また、その使用人への指揮命令は監査役が行う。なお、その使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先して従事するものとする。

(b) 体制の運用状況の概要

当社は、現在監査役のための補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査役は内部監査室に所属する使用人に必要とする事項を命令することができます。当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとします。また、その使用人への指揮命令は監査役が行います。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 決議の内容の概要

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、法令ならびに「監査役会規則」および「監査役監査基準」等に基づき、監査役会に報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。なお、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査役は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、取締役および使用人から速やかに報告を受けております。当社の監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制となっております。当社は、当社の役職員が当該報告をしたことを理由として、当該役職員に対し不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(7)監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(a)決議の内容の概要

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求に応じ、これを処理しております。

(8)その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査役は、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めています。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務が遂行できる体制となっております。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)決議の内容の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価および有効性向上のための取り組みを行うものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制構築の基本的計画および方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 24,786,973 | 流動負債 | 11,135,365 |
| 現金及び預金 | 4,694,073 | 支払手形 | 44,232 |
| 受取手形 | 44,402 | 電子記録債務 | 53,793 |
| 電子記録債権 | 187,998 | 買掛金 | 4,198,034 |
| 売掛金 | 10,211,435 | 短期借入金 | 1,500,000 |
| 商品及び製品 | 1,723,101 | 未払金 | 388,919 |
| 原材料 | 1,354,896 | 未払法人税等 | 854,811 |
| 仕掛品 | 46,731 | 未払消費税等 | 234,155 |
| 前払費用 | 39,859 | 未払費用 | 3,607,790 |
| 短期貸付金 | 6,002,882 | 預り金 | 142,827 |
| 未収入金 | 2,816 | 株主優待引当金 | 7,300 |
| 繰延税金資産 | 445,753 | 役員賞与引当金 | 50,000 |
| その他の他 | 33,163 | その他 | 53,500 |
| 貸倒引当金 | △140 | 固定負債 | 1,722,458 |
| 固定資産 | 7,965,832 | 退職給付引当金 | 1,259,928 |
| 有形固定資産 | (5,906,557) | 厚生年金基金解散損失引当金 | 147,000 |
| 建物 | 1,885,709 | 長期未払金 | 285,725 |
| 構築物 | 73,223 | 繰延税金負債 | 16,108 |
| 機械装置 | 2,204,472 | その他 | 13,696 |
| 車両運搬具 | 12,941 | 負債合計 | 12,857,824 |
| 工具器具備品 | 49,318 | 純資産の部 | |
| 土地 | 1,148,110 | 株主資本 | 19,392,851 |
| 建設仮勘定 | 532,781 | 資本金 | (2,843,203) |
| 無形固定資産 | (20,763) | 資本剰余金 | (2,522,740) |
| 電話加入権 | 11,091 | 資本準備金 | 800,000 |
| ソフトウェア | 9,672 | その他資本剰余金 | 1,722,740 |
| 投資その他の資産 | (2,038,511) | 利益剰余金 | (14,452,659) |
| 投資有価証券 | 935,450 | その他利益剰余金 | 14,452,659 |
| 関係会社株式 | 207,464 | 固定資産圧縮積立金 | 84,888 |
| 出資金 | 1,500 | 別途積立金 | 10,100,000 |
| 長期貸付金 | 4,936 | 繰越利益剰余金 | 4,267,771 |
| 破産更生債権等 | 2,300 | 自己株式 | (△425,751) |
| 長期前払費用 | 10,820 | 評価・換算差額等 | 502,130 |
| 前払年金費用 | 769,923 | その他有価証券評価差額金 | 511,709 |
| その他 | 123,717 | 繰延ヘッジ損益 | △9,578 |
| 貸倒引当金 | △17,601 | 純資産合計 | 19,894,982 |
| 資産合計 | 32,752,806 | 負債及び純資産合計 | 32,752,806 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|------------------------|-----------|-------------------|
| 売 上 高 | | 45,001,379 |
| 売 上 原 価 | | 26,022,025 |
| 売 上 総 利 益 | | 18,979,354 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 15,984,655 |
| 営 業 利 益 | | 2,994,698 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 5,789 | |
| 有 価 証 券 利 息 | 361 | |
| 受 取 配 当 金 | 21,534 | |
| 収 入 賃 貸 料 | 22,057 | |
| 為 替 差 益 | 6,141 | |
| そ の 他 | 20,110 | 75,994 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 12,319 | |
| 賃 貸 資 産 費 用 | 5,249 | |
| 支 払 手 数 料 | 5,250 | |
| 遊 休 資 産 費 用 | 8,903 | |
| そ の 他 | 546 | 32,268 |
| 経 常 利 益 | | 3,038,424 |
| 特 別 利 益 | | |
| 厚生年金基金解散損失引当金戻入額 | 103,000 | 103,000 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 廃 棄 損 | 10,929 | |
| 減 損 損 失 | 4,444 | 15,374 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 3,126,050 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,136,000 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 44,573 | 1,180,573 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,945,476 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------------|---------------|-----------------|-------------|------------|-------------|----------|------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | 株主資本計 |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | | | 固定資産 圧縮積立金 | 別 途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 平成27年1月1日残高 | 2,843,203 | 800,000 | 1,722,740 | 2,522,740 | 80,631 | 9,100,000 | 3,290,208 | 12,470,840 | △425,223 | 17,411,560 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | | 344,703 | 344,703 | | 344,703 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 2,843,203 | 800,000 | 1,722,740 | 2,522,740 | 80,631 | 9,100,000 | 3,634,912 | 12,815,543 | △425,223 | 17,756,263 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △308,360 | △308,360 | | △308,360 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 1,000,000 | △1,000,000 | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 1,945,476 | 1,945,476 | | 1,945,476 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △528 | △528 |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | | | | | 4,256 | | △4,256 | | | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | 4,256 | 1,000,000 | 632,859 | 1,637,116 | △528 | 1,636,587 |
| 平成27年12月31日残高 | 2,843,203 | 800,000 | 1,722,740 | 2,522,740 | 84,888 | 10,100,000 | 4,267,771 | 14,452,659 | △425,751 | 19,392,851 |

(単位：千円)

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|----------------|-------------------|------------------------|------------|
| | そ の 他 評価差額金 | 繰 延 ヘッジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 平成27年1月1日残高 | 387,018 | 17,293 | 404,312 | 17,815,872 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | 344,703 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 387,018 | 17,293 | 404,312 | 18,160,575 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △308,360 |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 当期純利益 | | | | 1,945,476 |
| 自己株式の取得 | | | | △528 |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | 124,691 | △26,872 | 97,818 | 97,818 |
| 事業年度中の変動額合計 | 124,691 | △26,872 | 97,818 | 1,734,406 |
| 平成27年12月31日残高 | 511,709 | △9,578 | 502,130 | 19,894,982 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 - 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品及び製品 先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 原材料 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (3) 仕掛品 先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
 - なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物 3～50年
 - 機械装置 10年
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異(1,112,835千円)については、15年による定額法により按分した額を費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時において一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴う損失の発生に備えるため、解散時の損失等の事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ方針とヘッジ手段、ヘッジ対象

ヘッジ方針……………当社の内規に基づき為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しております。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

(3) 有効性評価の方法……………為替予約取引については実需への振当てを行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

8. 消費税等の処理方法
税抜処理を採用しております。
9. 事業年度末日満期手形の会計処理
事業年度末日（金融機関休業日）満期日の受取手形については、同日に決済されたものとして処理しており、その金額は59,470千円であります。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の投資その他の資産の繰延税金資産が190,550千円、退職給付引当金が265,366千円減少し、前払年金費用が269,887千円、繰越利益剰余金が344,703千円増加しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（会計上の見積りの変更）

当社が加入している複数事業主制度の「全国マーガリン製造厚生年金基金」は、かねてより特例解散に向け手続きを進めておりましたが、解散の認可申請に用いた平成27年5月31日時点の当基金の純資産額が国に返還すべき最低責任準備金の額を上回ったことから通常解散に切り替えて、平成27年6月29日に解散の認可申請を行いました。

これにより、解散にあたり当社を含む加入事業主からの追加拠出が不要となる見込みであるため、平成26年12月期に引当計上していた厚生年金基金解散損失引当金を103百万円戻入処理しております。これに伴い、損益計算書の特別利益に厚生年金基金解散損失引当金戻入額103百万円を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,290,048千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 9,032,838千円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債務 | 1,495,985千円 |

（損益計算書に関する注記）

| | |
|-----------------------|--------------|
| 1. 関係会社に対する売上高 | 39,893,897千円 |
| 2. 関係会社からの仕入高 | 8,472,257千円 |
| 3. 関係会社に対する営業取引以外の取引高 | 5,626千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 21,452,125株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 895,082株
3. 配当に関する事項
 - (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ・平成27年3月27日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

| | |
|-----------|-------------|
| ①配当金の総額 | 308,360千円 |
| ②1株当たり配当額 | 15.00円 |
| ③基準日 | 平成26年12月31日 |
| ④効力発生日 | 平成27年3月30日 |
 - (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 - ・平成28年3月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|-------------|
| ①配当金の総額 | 359,748千円 |
| ②1株当たり配当額 | 17.50円 |
| ③基準日 | 平成27年12月31日 |
| ④効力発生日 | 平成28年3月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用につきましては安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は、基本的に内部留保資金で賄っておりますが、一部は銀行借入による間接金融により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、実需に基づいた取引の範囲内で行い、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金並びに短期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、社内規程に従い取引先毎の期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格のあるものにつきましては、価格変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、支払期日が5ヶ月以内の営業債務であり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、資金繰計画を作成し管理しております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物予約取引であり、市場価格変動リスクを有しております。当該リスクに関しましては、その利用にあたっての取引相手先を信頼性の高い商社・金融機関等を契約相手とすることで信用リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理については、社内のリスク管理規程に則り経理部によって行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------------------|--------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 4,694,073 | 4,694,073 | — |
| (2) 受取手形 | 44,402 | 44,402 | — |
| (3) 電子記録債権 | 187,998 | 187,998 | — |
| (4) 売掛金(※1) | 10,211,295 | 10,211,295 | — |
| (5) 短期貸付金 | 6,002,882 | 6,002,882 | — |
| (6) 投資有価証券 その他有価証券 | 1,085,721 | 1,085,721 | — |
| 資 産 計 | 22,226,374 | 22,226,374 | — |
| (1) 支払手形 | 44,232 | 44,232 | — |
| (2) 電子記録債務 | 53,793 | 53,793 | — |
| (3) 買掛金 | 4,198,034 | 4,198,034 | — |
| (4) 短期借入金 | 1,500,000 | 1,500,000 | — |
| (5) 未払費用 | 3,607,790 | 3,607,790 | — |
| 負 債 計 | 9,403,851 | 9,403,851 | — |
| デリバティブ取引(※2) | (14,296) | (14,296) | — |

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 投資有価証券
時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しており、時価については、取引先金融機関等から提示された価格に基づいて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式57,192千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況に関する事項

当事業年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---------------|-------------------|
| 繰延税金資産（流動） | |
| 未払費用概算計上額 | 301,528千円 |
| 未払事業税 | 62,080千円 |
| その他 | 82,143千円 |
| 繰延税金資産（流動）合計 | <u>445,753千円</u> |
| 繰延税金資産（固定） | |
| 退職給付引当金 | 159,695千円 |
| 長期未払金 | 92,003千円 |
| その他 | 155,255千円 |
| 繰延税金資産（固定）小計 | <u>406,954千円</u> |
| 評価性引当額 | <u>△166,554千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）合計 | <u>240,399千円</u> |
| 繰延税金負債（固定） | |
| 固定資産圧縮積立金 | △40,315千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △215,895千円 |
| その他 | △296千円 |
| 繰延税金負債（固定）合計 | <u>△256,507千円</u> |
| 繰延税金負債（固定）の純額 | <u>△16,108千円</u> |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は30,961千円減少し、法人税等調整額が53,385千円、その他有価証券評価差額金が22,796千円増加し、繰延ヘッジ損益が371千円減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------|----------|---------|-------------|-----------|----------------|----------|--------------|-------|------------|-----|-----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| その他の関係会社 | 三菱商事株式会社 | 東京都千代田区 | 204,446,667 | 総商社 | (被所有)直接20.90% | 同社従業員兼任名 | 原料の仕入及び製品の販売 | 仕入 | 8,472,257 | 買掛金 | 1,488,328 |
| | | | | | | | | 販売 | 39,893,897 | 売掛金 | 9,032,838 |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 原料の仕入については一部為替予約を含み、市場の実勢価格に沿って決定しております。
- (2) 製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、随時価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (3) 取引金額は消費税等を含まず、科目別の期末残高は消費税等を含んでおります。

2. 兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------|--------------------|---------|-----------|-----------|----------------|--------|---------|-------|-----------|------|-----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| その他の関係会社 | 三菱商事ファイナンスサービス株式会社 | 東京都千代田区 | 2,680,000 | 企業業 | 業融他 | — | 同社に資金貸付 | 資金の付 | 2,000,000 | 短貸付金 | 6,000,000 |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 資金貸付については、余剰資金の運用のための貸付であり、貸付利率は市場金利を基準に決定しております。また、受取利息は3,417千円であります。
- (2) 取引金額は貸付回収差額により記載しており、一取引当たりの貸付期間は10日から30日程度であります。また、その貸付金額の範囲は500,000千円より8,000,000千円であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 967円 79銭
2. 1株当たり当期純利益 94円 64銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月15日

六甲バター株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 竹 伸 幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上 田 美 穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、六甲バター株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施の状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

| | | |
|-----|---------------|-----------|
| 六 甲 | バ タ ー 株 式 会 社 | 監 査 役 会 |
| 常 勤 | 監 査 役 | 阿 部 茂 樹 ㊟ |
| 監 査 | 役 | 奥 村 昭 男 ㊟ |
| 社 外 | 監 査 役 | 今 津 龍 三 ㊟ |
| 社 外 | 監 査 役 | 早 川 芳 夫 ㊟ |

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の企業体質の強化および利益確保のために内部留保を充実させながら、安定的な配当を継続することが配当政策上最重要課題と考えており、期末配当およびその他の剰余金の処分を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭

総額 359,748,253円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所 有 す る 当 社 の 株 数 |
|-----------|---------------------------------------|---|----------------------|
| 1 | ※ くにむねかつひこ 國宗勝彦 (昭和32年3月7日生) | 昭和54年4月 当社入社 平成20年4月 当社広島営業所長 平成22年4月 当社福岡営業所長 平成26年1月 当社東京支店長 平成28年1月 当社社長付 (現在に至る) | 3,000株 |
| 2 | あべしげき 阿部茂樹 (昭和19年10月3日生) | 昭和42年4月 当社入社 平成元年7月 当社経理部長 平成7年3月 当社取締役経理部長 平成9年3月 当社取締役経理グループ長 平成15年3月 当社常務取締役管理本部長 平成21年3月 当社専務取締役管理本部長 平成23年3月 当社常勤顧問 平成24年3月 当社常勤監査役 (現在に至る) | 56,000株 |
| 3 | いまづりゅうぞう 今津龍三 (昭和29年10月22日生) | 昭和55年4月 今津株式会社入社 平成9年1月 同社代表取締役社長 (現在に至る) 平成10年3月 当社監査役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 今津株式会社 代表取締役社長 | 368,408株 |
| 4 | はやかわよしお 早川芳夫 (昭和27年6月10日生) | 昭和55年10月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和60年3月 公認会計士登録 平成17年5月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成23年6月 新日本有限責任監査法人退所 平成23年7月 早川会計事務所代表 平成23年12月 税理士登録 平成26年5月 学校法人大阪成蹊学園監事 (現在に至る) 平成27年3月 当社監査役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 早川会計事務所 代表 学校法人大阪成蹊学園 監事 | 0株 |

- (注) 1. ※は、新任監査役候補者であります。
2. 候補者今津龍三氏は、今津株式会社代表取締役社長であります。今津株式会社は、当社との間にチョコレート等の取引関係があります。なお、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者のうち、今津龍三および早川芳夫の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 今津龍三氏は、食品の輸入および卸売を業務とする今津株式会社の代表取締役社長であり、食品分野における幅広い専門的知識と経営者としての経験、見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、当社社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年となります。
5. 早川芳夫氏は、公認会計士および税理士として長年の経験を有しており、その専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社と、今津龍三および早川芳夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
7. 今津龍三および早川芳夫の両氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出ておりません。

第3号議案 役員賞与支給の件

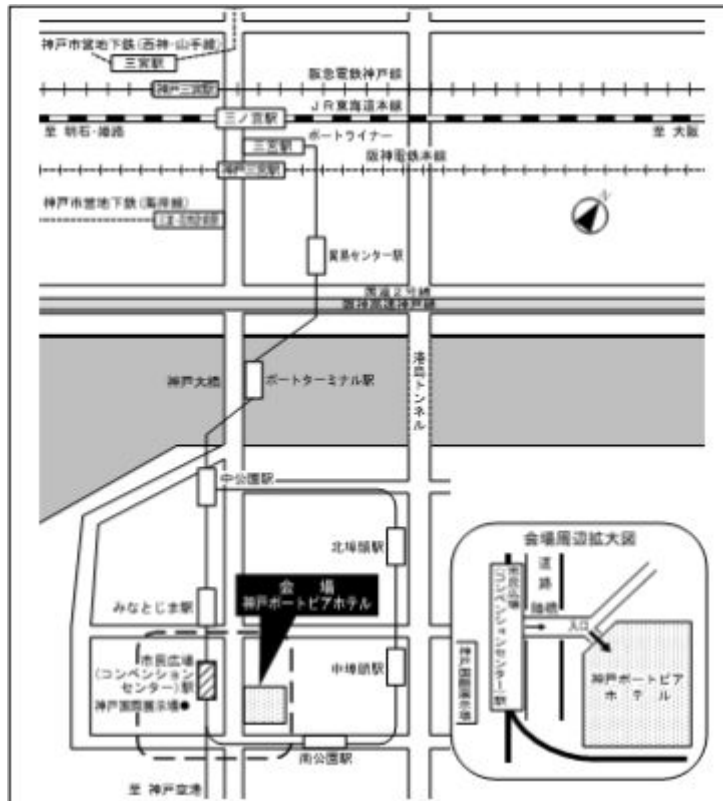
当期末時点の取締役12名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額5,000万円（取締役分4,555万円うち社外取締役分80万円、監査役分445万円）を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

MEMO

株主総会会場ご案内図



会 場 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
 神戸ポートピアホテル 南館1階大輪田の間
 TEL : (078) 302-1111 (代表)

最寄り駅 神戸新交通ポートライナー「市民広場 (コンベンションセンター)」駅
 下車、東へ徒歩約5分

ポートライナー「三宮」駅から、所要約10分。
 * <北埠頭方面行>、<中埠頭方面行>、<神戸空港方面行>のいずれにご乗車されましても「市民広場 (コンベンションセンター)」駅で下車できます。

